

<p>件 名</p>	<p>亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>環境産業部 廃棄物対策室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市域で発生したし尿及び浄化槽汚泥については、亀山市衛生公苑及び亀山市関衛生センターし尿処理場の2施設において処理を行ってきました。</p> <p>しかしながら、下水道の整備等に伴い、これらのし尿処理施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は今後も減少していくことが見込まれることから、亀山市衛生公苑における処理の一元化を図るため平成27・28年度において亀山市衛生公苑基幹的整備改良工事を実施し、施設の長寿命化を進めてまいりました。</p> <p>当該改良工事の完了により、平成29年度から亀山市衛生公苑においてのみ、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>亀山市し尿処理施設から亀山市関衛生センターし尿処理場を削ることとします。 < 第2条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成29年4月1日とします。</p>		

亀山市条例第 1 1 号

亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例

亀山市し尿処理施設条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 亀山市衛生公苑
- (2) 位置 亀山市野村町 1 7 8 9 番地

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。